

# ***IEEJ NEWSLETTER***

*No.154*

2016.7.1 発行

(月1回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

## 目次

### 0. 要旨 — 今月号のポイント

#### 〈エネルギー市場・政策動向〉

1. 原子力発電を巡る動向
2. 最近の石油市場動向
3. 最近の LNG・ガス市場動向
4. 温暖化政策動向
5. 買取費用負担抑制に向けた改正 FIT 法の方方向性

#### 〈地域ウォッチング〉

6. 米国ウォッチング：共和党が金融制度改革法の代替案公表
7. EU ウォッチング：イギリスの EU 離脱が現実のものに
8. 中国ウォッチング：再エネ電力全量買取りに向けた取組み強化
9. 中東ウォッチング：嵐の前のラマダーンを迎えた中東諸国
10. ロシアウォッチング：長期化するロシアの経済的孤立

## 0. 要旨 — 今月号のポイント

### 1. 原子力発電を巡る動向

高浜 1/2 号機の運転期間延長が認可され、我が国初の 40 年を超えて運転するプラントが出る見通しとなった。米国では依然として既設原子力発電所の運転継続に厳しい状況が続いている。

### 2. 最近の石油市場動向

Brexit による金融市場の混乱、実体経済及び石油需要へ波及がどの程度原油価格の抑制材料となるのかが注目される。

### 3. 最近の LNG ・ ガス市場動向

今後の国際 LNG 需給の「潮目」を見極める上では、途上国アジアの需要動向を注視すべき。審議会の議論が終了したガスシステム改革は、今後も実質的な競争促進に向けた詳細検討が続く。

### 4. 温暖化政策動向

伊勢志摩サミット首脳宣言で言及された初めての「ミッション・イノベーション閣僚会合」が開かれるとともに、局長級の「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」が東京で開催された。

### 5. 買取費用負担抑制に向けた改正 FIT 法の方向性

改正 FIT 法においては、認定されても未稼働の案件の確実な排除や買取価格低減と競争入札の導入によって、国民負担を抑制しつつ、経済合理的に再エネ導入を図ることを目指す。

### 6. 米国ウォッチング：共和党が金融制度改革法の代替案公表

共和党が金融規制を緩和する CHOICE 法案を公表した。過剰規制排除で経済活性化を目指すものだがエネルギー市場への影響は読みがたい。今後の民主・共和両党の対立軸の一つとなる。

### 7. EU ウォッチング：イギリスの EU 離脱が現実のものに

国民投票の結果、イギリスは EU 離脱へ舵を切ることになった。エネルギー分野ではインフラ投資への影響が懸念されるが、スコットランド独立や他加盟国への影響も予想される。

### 8. 中国ウォッチング：再エネ電力全量買取りに向けた取組み強化

再エネ電力全量買取り制度の実施細則が制定され、制度違反地域の新規建設が禁止となった。実行可能な制度設計と厳格な実施で、全量買取りの着実な促進が図られることになる。

### 9. 中東ウォッチング：嵐の前のラマダーンを迎えた中東諸国

イラクの政治危機は深刻。凍結資産をめぐる係争案件でイランは米国に対する不信感と反発を強める。バハレーンなどの強硬策が域内の緊張を高め、安定を揺るがす。

### 10. ロシアウォッチング：長期化するロシアの経済的孤立

Rosneft とインド国営 3 社が Vankor 油田権益譲渡で合意したが、欧米企業は大型案件合意には依然として消極的である。EU が経済制裁延長を決定する等、ロシアの経済的孤立は続く。

## 1. 原子力発電を巡る動向

6月20日、原子力規制委員会（NRA）は関西電力高浜1/2号機に対し、60年までの運転期間延長を認可した。昨年4月30日に同機の運転期間延長認可申請がNRAに提出されてから約1年2カ月での認可である。この間、関西電力は特別点検の結果を含めた高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を策定し、延長後の運転期間を想定しても問題がないことを確認する等、まさに全社を挙げて注力してきた。新規制基準において運転期間延長認可を得たプラントが初めて出たことは、我が国の長期エネルギーミックス目標である「2030年の原子力比率20-22%」達成に向けて朗報である。一方、高浜1/2号機の審査期間中は他プラントの適合性審査にNRAの手が回らなかったという厳しい現実もある。今後、運転開始後40年を迎えようとする他のプラントの運転延長認可申請に対し、同様に全社を挙げて対応できるという保証はない。安全水準の確保を前提として、審査手順の合理化・標準化も検討に値する。

40年を超える運転期間延長認可に関して日本より10年余り先を行く米国において、2回目すなわち80年までの運転期間延長申請の動きが出ている。6月6日、米国電力会社Exelonは同社がペンシルベニア州に有するPeach Bottom2/3号機の2回目の運転期間延長を米原子力規制委員会（NRC）に申請すると発表した。この申請が承認されれば同2/3号機はそれぞれ2053年と2054年まで80年間運転できることとなる。設備の適切な保全と保守により技術的には80年運転も可能とされるが、なにぶん前例のないことであり、事業者とNRCの動向は世界から注目されている。

他方、電力価格低迷による経済悪化や電力需要低迷を理由に廃炉決定がなされるプラントも米国の主に自由化州で相次いでいる。6月2日にはExelonがイリノイ州のQuad Cities1/2号機とClintonについて、16日にはOmaha Public Power District社がネブラスカ州のFort Calhounについて、21日にはPG&E社がカリフォルニア州のDiablo Canyon1/2号機について、それぞれ閉鎖の方針を発表した。競争環境下での事業継続は規制州にはないリスクがあるとはいうものの、上述のPeach Bottom2/3号機のように競争環境下でも保持されるプラントもある。ガス価格が現在ほど安くはなく再生可能電源への政策支援もなく、原子力発電が優先的に選択され競争力を有していた時代に、どれだけコスト削減努力を尽くし効率的で安全な運転実績を積んできたか否かの差が今、厳しい事業環境下で競争力の差異を生み出しているとも考えられる。日本の事業者にとってもこれは貴重な教訓であろう。

適合性審査を終了し、現在使用前検査中の伊方3号機は、6月24日燃料装荷を開始し同27日完了した。夏の電力需要増大期に向けた順調な再稼働を期待したい。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

## 2. 最近の石油市場動向

6 月 23 日に行なわれた英国の EU 離脱 (Brexit) の是非を問う国民投票は、僅差で EU 離脱が選択されるという結果となった。投票前のブレント価格は 50 ドル/バレル近辺で推移していたが、EU 離脱が優勢となると世界経済への悪影響懸念とリスク回避の流れの強まりで、24 日には 47 ドル/バレル台にまで下落した。今回の結果を受けて、今後も為替や株式市場での混乱が続くことが予想される。金融市場の混乱が実体経済に波及することも懸念される。金融市場でのリスク回避と実体経済の悪化懸念の高まりは当然ながら油価下落圧力となる。

一方、国際エネルギー機関 (IEA) は 6 月 14 日に発表した石油市場月報で、需要の伸びが生産を上回り、現在の供給過剰から 2017 年には石油市場の需給がほぼ均衡するとの見通しを示した。同月報では、世界の需要は 2015 年の 9,470 万バレル/日から、2016 年に 9,610 万バレル/日、2017 年には 9,740 万バレル/日に増加する。世界全体の供給見通しは明らかにされていないが、非 OPEC の供給量が 2015 年の 5,760 万バレル/日から、2016 年に 5,680 万バレル/日、2017 年に 5,700 万バレル/日とされていることから、(OPEC の NGL 生産を除く) 需給均衡のための OPEC 原油必要量 (所謂「Call on OPEC」) は 2016 年の 3,250 万バレル/日から 2017 年に 3,340 万バレル/日へと拡大する。従って、仮に現在の OPEC 生産水準 (3,260 万バレル/日前後) が続けば、2017 年は需要超過になる。

なお、IEA は、2016 年第 1 四半期の供給過剰水準を 130 万バレル/日としている。OPEC 生産水準が 4-5 月平均程度で推移するとすると仮定すれば、第 2 四半期の供給過剰は既に 20 万バレル/日程度にまで縮小していることになる。このように、ファンダメンタルスの観点からは、市場のリバランスに向かう方向性が油価上昇をサポートするが、Brexit が金融市場あるいは石油需要の面からどの程度価格下落圧力となるかが注目される。また、リグカウントが上昇に転じた米国でのシェールオイル生産が予想以上に回復すれば、これも当然ながら油価上昇を抑制する要因となる。

国内では 6 月 15 日に総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会の第 18 回会合が開催された。石油関連では、備蓄事業の効率化のための産油国との共同備蓄、民間備蓄の在庫評価損緩和のための価格リスクヘッジや所有権移転 (オフバランス化) といった措置、アジア諸国との緊急時協力、LP ガス備蓄レベル水準適正化等が議論された。また、エネルギー・鉱物資源の開発、調達・流通等、これまでの分科会での議論を踏まえた中間論点整理が行なわれた。石油開発関連では、リスクマネー供給拡充、資源外交等、政府の役割に期待する意見が出された。現下の低油価環境が続いているうちに、JOGMEC の機能強化や産油国経済多角化に貢献する戦略的外交を展開すべきである。

(化石エネルギー・電力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

### 3. 最近の LNG ・ ガス市場動向

国際 LNG 市場においては、少なくとも 2020 年までは供給超過状態が続くとの見方が定着しつつある。そうした中で、仮に今後、比較的早い段階で現在の供給超過が解消される要因があるとすれば、それはどのようなものだろうか。

6 月 8 日に国際エネルギー機関が発表した「中期ガス市場見通し」によれば、中国を始めとする途上国アジアの需要動向が、国際 LNG 市場の需給の「リバランス」を加速させる可能性があるという。

中国では、国際市況を反映した国内ガス価格の引き下げ、政府による石炭火力のガス転換政策、国営石油会社による LNG 調達量の増加に伴う国内需要の開拓努力、といった要因によって、2015 年に大きく減速した天然ガス需要の伸びが回復する可能性がある。インドにおいても、2015 年は天然ガス需要がほぼ横ばいになるまで鈍化した。今後は国際 LNG 価格の下落や国内の肥料原料需要の増加、政府による民生・輸送部門におけるガス利用促進政策の導入といった要因によって、今後需要拡大ペースが加速するケースも考えられる。

無論こうした需要拡大シナリオはあくまで一つの可能性にすぎない。中国であれば、マクロ経済の動向や石炭や再生可能エネルギー等との競合によって、需要の伸びが低迷し続けることも考えられるし、インドにおいても、中国同様、他のエネルギーとの競合やインフラ面でのボトルネックで需要が伸び悩む可能性もある。ただ、世界の天然ガス需給を俯瞰してみれば、現下の供給超過を吸収できるのは、アジア市場においてほかに期待することは難しいということに疑いの余地はないだろう。このため、今後の需給バランスの「転換点」を見極める上で、途上国アジアの需要動向をこれまで以上に詳しくウォッチしていく必要があるだろう。

国内のガスシステム改革関連では、6 月 16 日に開催されたガスシステム改革小委員会をもって、制度設計に関する同小委員会での議論が終了した。同日の議論では、電力の広域的運営推進機関に類似した中立的な組織を設立することで、国内の広域パイプライン網の整備に向けた検討を進めていくことが提案された。パイプラインの整備主体が事業者である以上、その整備には経済的なインセンティブが必要であるが、今後は事業報酬率や託送料金などの仕組みを通じてそうした整備コストを転嫁できるような仕組みを作り出すことが必要である。今後の予定としては、託送料金の決定や、来年 4 月以降も規制料金が適用される経過措置事業者の選定といった詳細決定に関わるプロセスが着々と進められていくことになっている。システム改革の本来の目的である、実質的な競争促進に向けた詳細の作業が、今後さらに本格化していく。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

## 4. 温暖化政策動向

5 月 26 日、27 日に開かれた G7 伊勢志摩サミットの首脳宣言では、「2020 年の期限に十分先立って（パリ協定で規定された）今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し、通報することにコミット」したほか、「ミッション・イノベーションにおいて指導的な役割を担う」とともに、「炭素市場プラットフォームの設立及び東京で開催予定のその最初の戦略的対話を歓迎する」としている。

6 月 1 日から 2 日にかけて、初めての「ミッション・イノベーション閣僚会合」がサンフランシスコで開かれた。当該会合で、ミッション・イノベーションに参加する 21 ヶ国・地域は、政府によるクリーン・エネルギー研究・開発投資を 5 年間で倍増し、合計で 2021 年までに 300 億ドルにすることを約束した。また、ビル・ゲイツ氏、孫正義氏など民間部門のリーダーからなる Breakthrough Energy Coalition と閣僚との間で、政府・企業間の連携について会合がもたれた。上記の参加 21 カ国については、日米欧や中、印、サウジアラビアなどの途上国を含む 20 ヶ国が、2015 年 11 月 30 日にクリーン・エネルギー技術革新の加速を目的にミッション・イノベーションを発表したが、今回、EU がこれに加わった。共同研究・能力構築、技術革新分析・ロードマップ作成、情報共有、ビジネス・投資家参加の 4 つのサブグループを置き、活動している。

日本は、「クリーン・エネルギー」を「エネルギー・環境イノベーション戦略」で決められた 8 つの分野として定義し、2016 年度の 450 億円を基準として 5 年間で予算を倍増することを目標とした。ミッション・イノベーションでの対象分野は各国で異なるが、5 年後の目標額だけでみると、1 位が米国で 128 億ドル、2 位が中国で 76 億ドル、日本は、対象に原子力、化石燃料等に関する分野が含まれていないこと等もあり、韓国に次いで 7 位で 8 億ドルである。

また、6 月 16～17 日、「炭素市場プラットフォーム第 1 回戦略対話」が、G7 のほか、G7 以外の 8 ヶ国、世界銀行など 4 つの国際機関等の局長級が参加して東京で開催された。本プラットフォームは、2015 年の G7 ドイツ・エルマウ・サミットの「世界銀行を含む関連するパートナーとの緊密な協力の下、自主的参加に基づく、これら（炭素市場ベースの手法や規制手法などを含む効果的な政策と行動）に関する戦略的な対話の場を設立することにコミットする」との首脳宣言に基づき設立された。戦略対話においては、排出量取引制度のみに注目するのではなく、排出削減活動にインセンティブを与えるための各国の炭素市場やカーボン・プライシング、規制的手法等全般にわたるそれぞれの経験が紹介され、議論が行われた。また、パリ協定第 6 条に規定された、削減成果の国際的移転（JCM クレジットなど）や、CDM の後継メカニズムなどについても議論が行われ、国連気候変動枠組条約におけるガイドライン等の策定プロセスに対する支援・補完が検討された。第 1 回戦略対話の詳細は、マラケシュ（モロッコ）で開催される COP22 のサイドイベントで紹介される。

（地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦）

## 5. 買取費用負担抑制に向けた改正 FIT 法の方向性

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT 法) 等の一部を改正する法律」(改正 FIT 法) が、5 月 25 日に国会において可決・成立し、6 月 3 日に公布された。本法律は、再生可能エネルギーの導入量増大に大きく貢献したものの様々な課題が明らかになった FIT 法の見直しを行うものである。2017 年 4 月 1 日からの施行を控え、今年度中の具体的な制度構築に向けて、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会や新エネルギー小委員会で議論が開始されている。

改正 FIT 法における主な改正のポイントは、再エネ電源間の導入量の不均衡の是正、再エネの系統接続と電力システム改革との整合性、買取費用に伴う国民負担の抑制等を目指している点であるが、特に、国民負担の抑制に向けた二つの新たな制度設計が注目される。未稼働案件の発生防止と買取価格の低減に関するものである。

まず、旧制度で課題となっていた未稼働案件の解消である。未稼働案件の滞留は、系統制約が顕在化する中、後発の高性能・低価格の事業の参入の妨げとなり、潜在的な国民負担の増大をもたらす。新制度では、既認定設備は 2017 年 3 月 31 日までに電力会社と接続契約を締結しない場合は、認定が失効となる。また、新規認定に対しては、認定取得時期を旧制度では事業計画提出後であったところ、新制度ではより運転開始の確実性の高い系統接続の契約締結後に変更し、その際に調達価格を決定することになった。ただし、それでも新たな未稼働案件の発生を防止するため、認定取得から運転開始までの期限 (事業用太陽光発電は 3 年間、住宅用太陽光発電は 1 年間) を設定することが上記委員会で提案された。併せて、期限を過ぎて運転開始しない場合、買取価格を毎年一定割合で下落させるか、買取期間を短縮させる案も提示された。

次に、買取価格の低減である。制度発足時 (2012 年度) の事業用太陽光 40 円/kWh、住宅用太陽光 42 円/kWh から、2016 年度にはそれぞれ 24 円/kWh、31 円/kWh へと大幅に削減されたものの、この間、消費者にとっての負担となる賦課金は 0.22 円/kWh から 2.25 円/kWh へと 10 倍に増大している。したがって、更なる対策が求められ、事業用太陽光に対しては入札制度、住宅用太陽光に対しては価格低減スケジュールの設定が導入されることになった。主要国と比べて 2 倍の水準にある我が国の高い買取価格の原因として、設備費も運転維持費も主要国と比べて 2 倍程度であることが挙げられる一方、IEA などは、逆に、高い買取価格の設定が設備費削減努力を阻害していると指摘している。改正 FIT 法では、このような指摘を反映させる形となった。

新制度においては、未稼働案件の確実な排除や買取価格低減目標と競争入札の導入によって、国民負担を抑制しつつ、経済合理的に再エネ導入を図ることを目指すことになった。その実現が期待されるところである。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

## 6. 米国ウォッチング：共和党が金融制度改革法の代替案公表

6月7日、下院金融サービス委員会の共和党議員が、金融制度改革法（ドッド・フランク法）を代替する金融市場規制法案（CHOICE 法案）を公表した。2010年7月に成立したドッド・フランク法は、リーマンショックのような金融危機再発を防ぐため、①システム・リスクの監視、②大手金融機関の破綻確率引下げのためのより厳格な健全性規制、③店頭デリバティブ市場改革、④ヘッジファンド規制導入、⑤格付け機関規制強化、⑥消費者・投資家保護、等の広範な課題に対処する法律である。

エネルギー市場との関連もある。2005年以降の原油価格高騰の一因として商品先物市場への投機資金の流入が指摘された。ドッド・フランク法は、第一に、スワップ取引参加者に登録義務や、取引所を通じた取引と清算機関での清算の義務等を課した。第二に、金融機関の自己資金を用いたデリバティブ取引を禁止（ボルカー・ルール）した。これにより商品デリバティブ市場への投機資金の流入が抑制され、市場安定化に寄与すると期待された。

CHOICE は、①システム上重要な金融会社を監視し、破綻に至った場合はこれを清算できる金融安定監督評議会（FSOC）の機能を廃止、②大手金融会社に自己資本の積増しを条件に規制の適用除外を認める、③大手金融会社の破産手続を規定、④連邦準備銀行による緊急貸付の制限と連銀への外部監査の導入、⑤ボルカー・ルール廃止、⑥金融監督機関による規則制定への議会の監視強化、⑦違反金融機関の罰則強化、等の内容を含む。すなわち、ドッド・フランク法は金融市場を過剰に規制し経済成長を阻害するとして、大幅に緩和する提案となっている。なお、これはエネルギー先物を特に意識したものではなく、全体としての金融規制緩和を求めるものである。

前述のとおり、ドッド・フランク法は投機を抑制し商品市場の安定化に資するとされたが、商品市場への資金流入は各国の金融政策での規制の差異やどの金融市場が相対的パフォーマンスで優位にあるか、等に左右されるため、同法のエネルギー取引への影響を分析することは困難であった。共和党議員やエネルギー業界は、企業の資金調達難をもたらしかねない同法は、国内資源開発を停滞させエネルギーセキュリティを損ねる、と同法に反対した。しかし今日、エネルギー企業の資金調達に関連して主に重視されるのは価格や需給であり、エネルギー安定供給と投資確保を議論する際に金融規制が言及されることは稀なため、影響は限定的と推測される。従って、CHOICE 法案の提案内容がエネルギー市場に及ぼす影響を予測することもまた、困難である。

実際のところ、CHOICE 法案に対しオバマ大統領は、2008年の金融危機を忘れたかのような提案には取り合わない、と発言しており、同提案が現政権下で実現する可能性は無い。しかし同法案は、6月14日にライアン下院議長（共）が発表した下院共和党の経済政策プランと合致している。7月に公表される共和党の綱領にも盛り込まれ、2017年1月以降の議会共和党と、11月にトランプ候補が勝利した場合は次期政権の、重点政策になる可能性が高い。トランプ及びサンダースという非主流派候補の躍進により二大政党の争点が見え難い中で両党が鋭く対立する分野でもあり、市場への政府介入の是非を巡る両党の対立軸がこの問題では顕在化しているようである。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

## 7. EU ウォッチング : イギリスの EU 離脱が現実のものに

6月23日、イギリスにおいてEUからの離脱の是非を問う国民投票が実施された。結果は離脱派が51.9%、残留派が48.1%と離脱派が僅差で過半数を超える結果となった。国民投票直前の世論調査でも、残留派と離脱派が最後まで拮抗する展開となっていたが、開票が進んでも大接戦が続き、最後までどちらに転ぶか分からない状況であったと言えよう。国民投票を目前に控えた16日、EUへの残留を呼び掛けてきたコックス下院議員が殺害されるという事件が発生し、一時は世論調査において残留派がリードしたものの、結果的には離脱派が多数を占める結果になった。国民投票の結果を受けてポンドは対ドルレートで1985年以来の安値を記録し、残留を主張してきたキャメロン首相は、国民の意思は尊重されるべきであるとして同日辞意を表明した。また、このニュースは世界の金融市場全体に衝撃を与え、英国・欧州・アジア・米国の株式市場は軒並み大幅下落、リスクオフの展開となった。实体经济への悪影響も懸念される中、原油価格もブレントは24日には前日比2.5ドル下落した。

イギリスは今後、欧州連合条約第50条の規定に従い、EUからの脱退の意思を欧州理事会に通知する。その後欧州理事会が定める方針に照らしてEUとイギリスの交渉が行われ、将来的な関係の枠組みを考慮しつつ、脱退に関する取り決めを定めた協定を締結することとなる。この脱退に向けた協議の期間は基本的には2年間とされている。つまり、イギリスが脱退手続きに着手したとしても、脱退の意思の通知から2年を経過するまではこれまで通りEU法が適用されることになる。

2016年3月、National Gridは「イギリスのエネルギー部門におけるBrexitの影響」と題した報告書を発表した。同報告書では、EUからの脱退をノルウェー式(域内エネルギー市場(IEM)には留まる)とスイス式(IEMからも脱退)の2パターンに分類しており、エネルギー分野の投資コストはどちらの場合も上昇するとしている。ただし、イギリスで今後拡大する変動型再生可能エネルギーの需給調整上、必要となる新規国際連系線への投資が減少する可能性といった点でスイス式の方が影響が大きいという結果が示された。イギリスがIEMから脱退した場合に消費者は、2020年代初めまでに毎年5億ポンドの追加コストを被ることになると指摘されている。

国民投票結果を受け、EU残留を支持していたスコットランドが再度独立に向けた国民投票実施に動き出すことが予想される。また逆に僅差で敗れたとはいえ、半数近くを占めた国内EU残留派の意見もイギリスは無視することができない。さらに、既にオランダやスウェーデンが自国での国民投票実施を呼び掛けており、今回の結果が他EU加盟国におけるEU離脱の動きを刺激し「ドミノ倒し」的な展開が生ずる可能性も懸念されている。イギリスのEU離脱の衝撃の帰趨に今後も注目すべきである。

(戦略研究ユニット 原子力グループ 研究員 下郡 けい)

## 8. 中国ウォッチング：再エネ電力全量買取りに向けた取組み強化

国家発展改革委員会 (NDRC) が 3 月 28 日に「再エネ電力全量買取りに関する管理方法」を公表した (本誌 2016 年 5 月号を参照)。それから僅か 2 ヶ月後、5 月 31 日、NDRC が国家能源局 (NEA) と共同で、その実施細則とも言うべき「風力・太陽光発電全量買取りの着実な実施に関する通知」(以下、「通知」) を発出した。再エネ全量買取り制度を初めて規定した「再エネ法」施行から「管理方法」公表まで 10 年 3 ヶ月も掛かったのに比べ、異例の速さと言える。何故なのか? NEA によると、今年第 1 四半期の風力発電の平均出力抑制率は前年同期比 7 ポイント高い 26% までに悪化し、出力抑制電力量は 192 億 kWh に達した。この状況を放置すると、再エネ開発が萎み、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギー比率を 2015 年の 12% から 2020 年に 15%、2030 年に 20% へ引き上げる国際公約の目標達成が危うくなるかもしれない、との認識が影響したのではないか。つまり、全量買取り制度を守らなければという強い危機感が政府を動かしたのであろう。

「通知」では、出力抑制のある電力移出地域を対象に、地域毎の kW 当たり年間保障買取り時間数を、風力発電 29 地域に対し、最小 1,800 時間 (甘粛省等) から最大 2,000 時間 (河北省張家口市等)、太陽光発電 32 地域に対し、最小 1,300 時間 (東北 3 省等) から最大 1,500 時間 (寧夏自治区等) とした。送配電事業者は保障時間数の電力量を NDRC 設定の基準価格 (FIT) <sup>1</sup> で買取る責任を負い、買取り量が保障買取り電力量に達さない場合も、発電事業者にその分を全額補償しなければならないと明記した。これにより、発電事業者に 8% の内部収益率が保障されることになる<sup>2</sup>。

一方、地元景気の下振れ圧力に対応する投資手段として発電所建設を推進する地方政府に対しては、送配電事業者による買取り量が保障買取り電力量に達さない場合、計画済みや建設許可済み分をも含み風力と太陽光発電所の全ての新規着工を禁止するとした。さらに、行政監督の強化を図るため、NEA の地方駐在機関が地方政府のエネルギー行政部署と経済行政部署と連携して、規定違反者の摘発、処分を行い、その結果を逐次 NDRC と NEA に報告するとした。また、保障買取り時間数が設定されていない地域では、送配電事業者は FIT で全量買取りをしなければならず、NDRC と NEA の許可無しに買取り時間数を決めてはならないと明記した。

これらの規定はすでに実効性を発揮し始めている。例えば、NEA が 6 月 3 日に「2016 年太陽光発電開発実施方案」を公表した。本年のメガソーラー新規建設規模を 1,810 万 kW 以上とし、規定遵守の河北省等に 100 万 kW (最多)、福建省等に 20 万 kW (最少) を割当てたが、規定違反の甘粛省、新疆自治区と雲南省には割り当てを与えなかった。一方、今後も出力抑制が発生しないことを前提に、北京・上海・天津・重慶の 4 直轄市、海南省とチベット自治区に対して新規建設規模の上限を設けなかった。このように、実行可能な制度設計と厳格な実施を通して、再エネ電力の全量買取りの着実な促進が図られることになる。今後の状況が大いに注目される。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

<sup>1</sup> 2016 年の買取価格は、風力が kWh 当たり 7.2~9.2 円 (1 元≒15.4 円)、メガソーラーが 12.3~15.1 円である。

<sup>2</sup> 秦海岩・中国再エネ学会風力委員会事務局長による。<http://www.escn.com.cn/news/show-320718.html> を参照。

## 9. 中東ウォッチング：嵐の前のラマダーンを迎えた中東諸国

2016 年のイスラームの断食月ラマダーンは、中東情勢の変動に関して、近年では珍しく、比較的穏やかな時期となった。しかし、次の局面での激しい展開を予想させる動きが水面下で進行していることは確実である。

テロ組織 ISIS/ISIL による「イスラーム国」建国から早 2 年が過ぎたイラクでは、民衆の不満に乗じた政治闘争が日々激化し、アバーディ政権の権威は大きく失墜した。イラク軍は、ISIS/ISIL が占拠してきた首都バグダード郊外の町ファッルージャを激戦の末奪還したが、今後の安定的な統治回復の目途は立っていない。その一方で、テロは首都でも散発的に発生しており、治安への不安は収まらない。未だ始まっていない北部の要衝であるモースルの奪還作戦も難航することが予想される。

核合意後の制裁解除の進捗が遅れる中、米財務省は、対イラン制裁に関する質問・応答例 (FAQ 集) を更新し、外国銀行による合法的な対イラン取引などの形態について、補足的な情報提供を行った。改定された同文書はケリー国務長官が欧州の主要銀行に対して説明した内容を反映したものとなっているが、合法的な対イラン取引に対しても米国の一次制裁の影響が残る中、イラン金融機関との取引再開に慎重な欧州諸国の大手金融機関の意思決定に与える影響は大きくない。

米国に不信感を募らせるイランは、レバノンで自爆攻撃の犠牲となった米軍人遺族への補償に凍結イラン資産を充てることを米連邦最高裁が認めた判断に強く反発し、米国内に凍結されている 2 億ドル弱のイラン中央銀行の資産の解放を求めて国際司法裁判所 (ICJ) に提訴した。シリア内戦介入によるイランの人的被害が拡大する中、イランのシャムハーニ安全保障担当補佐官がシリア及びロシアとの軍事調整官に任命され、続いて、外務省の担当次官が交代した。この人事を受け、シリアなどを含む域内政策に変更が及ぶ可能性がささやかれている。

「アラブの春」以来、断続的にシーア派民衆とスンナ派支配体制が衝突してきたバハレーンにおいて、同国政府は、野党 Wifaq の精神的支柱である高齢のシーア派法学者の国籍を剥奪した。イランに同調しかねない自国内のシーア派住民を脅威と捉えるサウジアラビアなどのアラブ諸国がこの決定を支持したこととは対照的に、バハレーン王家に対する民衆の武装蜂起の発生を警告する「最後通牒」がイラン国内の保守強硬派から発せられており、ペルシア湾を挟んだ対立関係は改めて深刻になっている。

対イエメン軍事作戦における婦女子殺傷の責任を問う国連報告書に反発したサウジアラビアは、国連プログラムへの資金供与の撤回の圧力をかけたとの指摘が行われ、やむを得ず取り下げに応じた藩国連事務総長が不快感を露わにする、という展開を見せている。同国のムハンマド副皇太子は、サウジの国家開発計画への投資を呼びかけるため訪米し、オバマ大統領らと会談した。UAE 政府高官の間で対イエメン軍事作戦への派遣部隊の任務をめぐり、撤兵か派兵継続かで見解の相違が表面化した。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

## 10. ロシアウォッチング：長期化するロシアの経済的孤立

6月16-18日、第20回 St.Petersburg International Economic Forum が開催された。主催者の発表では、世界130カ国から政治・経済界の要人らが参加し、会期中に332件の公式合意文書（総額154億ドル超）が調印された。エネルギー分野では、Gazprom と Shell が Baltic LNG プロジェクトに関する覚書、Rosneft と BP が西シベリア等での石油ガス資源探査を目的としたJV設立に関する最終合意等を締結した。しかし、過去の同 Forum で見られたような、欧米諸国とロシア企業による大型案件の華々しい発表はなく、注目された案件は Rosneft とインド国営3社間の油田権益譲渡に関する合意のみであった。

インドの国営企業 Oil India Limited、Indian Oil Corporation Limited (IOCL)、Bharat Petro Resources Limited (BPRL)のコンソーシアムがロシア国営 Rosneft から権益の23.9%を21億ドルで買収することになった、シベリアの Vankor 油田は、東シベリア-太平洋原油パイプラインの主力供給ソースである。15年5月にインド石油ガス公社 (ONGC) が同油田の権益15%を12.7億ドルで買収済みである。他方、14年11月に中国石油天然ガス公司 (CNPC) が Rosneft と同油田権益の10%獲得に関する枠組み合意に達したものの、買収価格等で折り合いがつかず未だ正式合意には至っていない。国際原油価格が低迷する中、中国は経済成長も鈍化しており、国際原油需給が軟化する状況下で、新規市場の確保に焦るロシアの足下を見てしたたかな交渉を続け、より好条件な取引を狙っている可能性もあろう。例えば、6月上旬には CNPC の Wang Yilin 会長が、「Rosneft 経営への参画が可能ならば、同社株式買収に関心がある」と意欲を見せている。

上記 Forum においてプーチン大統領は、「(15年12月の)ロシアからの資本流出が(前年同月比)約9分の1に減少し、経済的魅力を増したロシアにマネーが留まるようになった」と国内経済の回復を強調した。しかし、他の指標で見ると、15年のロシアの海外直接投資48.4億ドル(純額、14年は220億ドル)のうち、対内直接投資はバハマ(52.3億ドル)、英領ヴァージン諸島(25億ドル)及び英領バミューダ諸島(19億ドル)からが上位3国を占める(ロシア中銀、16年5月)。つまり、海外資本によるロシア国内投資が増加したとは限らず、海外に逃避していたロシア企業の資本が一部国内に還流しているだけとも読める。この現象に関し、ロシアの経済紙 Vedomosti は、過去2年間のロシア政府による海外逃避資本の本国引き戻し策の結果であり、ロシア経済の魅力が回復したためではないと論じている。

ウクライナ問題をめぐる対ロシア経済制裁に関し、EU28カ国大使級会合は6月21日、7月1日に期限切れが迫る中、6か月間延長することで原則合意した。頼りの中国経済が成長鈍化する中、欧米による対ロ経済制裁は長期化している。今後の油価動向も影響するが、ロシア経済回復の道のは引き続き険しいものとなろう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第2グループ 主任研究員 栗田 抄苗)